

平成13年政策評価運営方針

「国家公安委員会・警察庁における政策評価実施要領」（平成13年3月15日付け国家公安委員会・警察庁長官決定）に基づき、平成13年に実施する実績評価、事業評価、総合評価の概要を記載した運営方針を下記のとおり定めることとする。

記

1 実績評価

平成13年から実施する実績評価の基本目標及び業績目標は、別添のとおりとする。

なお、実績評価は、本年から初めて実施するものであり、評価の方式が確立していない分野も多いことから、本年の業績目標は、政策の重要性と評価の困難性の観点から検討を行い、平成13年に実施することが適当であると考えられるものを試行的に列挙したものであり、政策評価法制の確立や社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中で業績目標等の変更を行うことがあり得る。

2 事業評価

(1) 事前評価

平成14年度警察庁予算概算要求の重点事項とする政策については、原則として、事前評価を実施するものとする。

ただし、緊急の必要性により急きょ重点事項とされたものや、評価の方式が確立していないものについては、可能な範囲で事前評価を実施する。

その他、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制等の事業の評価については、試行的な実施も含めて、随時必要に応じて事前評価を実施する。

(2) 事後検証

既に実施されている事業等であって、今後継続して当該事業等を実施すべきか否か途中の検証が求められるものについて、特に重要なものを選定し、試行的な実施も含めて、事後検証を実施するものとする。

3 総合評価

平成13年においては、総合評価の対象とする政策の選定、総合評価の実施手法等の調査・検討を行う。

平成13年に実施する実績評価の概要

基本目標 1 生活の安全と平穩を確保する

業績目標 1 警察安全相談の充実強化（5年間）

（説明）警察官の増員、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教養の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等の未然防止の徹底を図る。

業績目標 2 ストーカー対策の推進（5年間）

（説明）ストーカー事案に対する積極的な検挙、警告等やストーカー被害者に対する適切な支援を実施するなどストーカー行為等の規制等に関する法律を適切に運用することにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穩の確保を図る。

業績目標 3 安全・安心まちづくりの推進（5年間）

（説明）街頭緊急通報システムの整備・運用、関係機関・団体等との連携による犯罪防止に配慮した道路・公園・共同住宅等の普及、広報啓発活動の推進等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境の確保を図り、住民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現する。

業績目標 4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進（5年間）

（説明）地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と空き交番対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域社会における安全と安心を確保する。

業績目標 5 少年非行の凶悪・粗暴化防止対策の推進（5年間）

（説明）少年事件特別捜査隊の設置・拡充等による少年事件捜査力の充実強化、少年相談活動や街頭補導活動等による前兆的問題行動への早期対応、さらには、少年サポートセンターを中心とした関係機関等との連携強化を行うことにより、少年により敢行される凶悪・粗暴な犯罪の予防を推進する。

業績目標 6 環境犯罪対策の推進（5年間）

（説明）産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪に対する取締りや、環境犯罪を

抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組を強化することにより、環境保全を求める国民の要望に応える。

業績目標 7 けん銃密輸・密売事犯の摘発強化（5年間）

（説明）違法な銃器の根絶に向けて、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築、国際協力の確保を図り、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止する。

業績目標 8 薬物の密輸入事犯の取締りの強化（5年間）

（説明）税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリーの積極的な活用に向けた取組の強化により、薬物の海外からの不正流入を阻止し、供給の遮断を行う。

基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

業績目標 1 特定重要窃盗犯 に対する捜査の推進（5年間）

侵入盗のうち、侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

（説明）窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えること等を通じて、的確な捜査を推進する。

業績目標 2 告訴・告発への取組みの強化（5年間）

（説明）告訴・告発について国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

業績目標 3 科学的・合理的な捜査の推進（5年間）

（説明）鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を行うことにより科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処し、科学的・合理的な捜査を推進する。

業績目標 4 犯罪の広域化・スピード化に対応した広域捜査の推進（5年間）

（説明）広域犯罪に的確に対処するための捜査用資機材の充実、捜査支援システムの的確な活用により、犯罪の広域化・スピード化に的確に対応できるようにする。

基本目標 3 暴力団等による違法・不当な行為を封圧する

業績目標 1 民事介入暴力対策の強化（5年間）

（説明）関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、政治活動標ぼうゴロ対策の推進等を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

業績目標 2 資金源対策の徹底（5年間）

（説明）資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団対策法に基づく中止命令及び再発防止命令の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去（5年間）

（説明）事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止を図ることなどにより、暴力団等が市民社会に及ぼす危険を除去し、一般市民の平穏な生活を確保する。

基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進（5年間）

（説明）参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進（5年間）

（説明）初心運転者等に係る事故率は、依然として高い率で推移しており、運転免許試験、指定自動車教習所の水準向上等に係る諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進（5年間）

（説明）悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締り、科学的な事故事件捜査の推進による交通事故事件捜査の強化、暴走族に対する総合的な対策等を推進することにより交通秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保する。

業績目標 4 道路交通環境の整備の推進（2年間）

（説明）交通安全施設等整備事業の実施、警察によるITSである新交通管理シ

ステムの構築等により、道路交通環境を整備し、交通の安全と円滑を確保する。

基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 1 的確な警備措置の推進（5年間）

（説明）重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置の推進を図る。

業績目標 2 警備犯罪取締りの推進（5年間）

（説明）主要警備対象勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。

基本目標 6 国境を越える犯罪に対応する

業績目標 来日外国人犯罪対策の推進（5年間）

（説明）来日外国人犯罪の多発等「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門間及び国内外の関係機関との連携強化のための体制を整えることにより、国際的な犯罪組織の実態解明、事件検挙を推進するとともに、その背景にある不法滞在者問題に適切に対応する。

基本目標 7 犯罪被害者を支援する

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進（5年間）

（説明）犯罪被害者等給付金支給法の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等を整えることにより、犯罪被害者に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。

基本目標 8 情報セキュリティを確保する

業績目標 ハイテク犯罪、サイバーテロ犯罪対策の推進（3年間）

（説明）捜査体制・技術支援体制の整備、諸外国・産業界との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

業績目標に記載した期間は、評価期間を表す。

